

『登別市不法投棄、ポイ捨て及びペットのふんの放置防止条例』が施行されて1年が過ぎました

『登別市不法投棄、ポイ捨て及びペットのふんの放置防止条例』は、登別市を不法投棄やポイ捨て、ペットのふん放置のない、きれいなまちにしようと、平成17年4月1日から施行されました。

登別市の恵まれた美しい自然と住み良い生活環境を守るため、皆様のご協力をお願いします。

条例の概要

◎条例の目的（第1条関係）

不法投棄、ポイ捨て、ペットのふんの放置（以下『不法投棄等』といいます）を防止することにより、環境の保全や美観の保持、資源の循環的な利用を推進し、自然と生活環境の保全に寄与するものです。

◎責務の分担（第3条～第6条関係）

【市民、滞在者等（通勤・通学する者、観光客など）】

- 日常生活、あるいは滞在期間において、ごみの分別と再生資源（空き缶・空き瓶・ペットボトル・家電製品など）を適正に処理し、ポイ捨てや不法投棄につながる行為をしないようにしましょう。
- ペットを散歩させるときは、ふんを処理する用具を常に携行して、ふんを持ち帰り、正しく処理しましょう。
- 市や地域、職場での環境美化活動に参加しましょう。



【事業者】

- 事業活動により生じたごみと再生資源を適正に処理しましょう。
- 不法投棄やポイ捨て防止について、消費者の意識を高めるよう努力しましょう。
- 市が実施する環境美化活動に協力しましょう。

【土地所有者】

- 所有・占有または管理している土地に不法投棄等をされないよう適切に管理しましょう。
- 市が実施する環境美化施策に協力しましょう。

【市】

- 不法投棄を発見した場合は、関係機関と連携を図り、迅速、適切に対応します。
- 不法投棄等に関する市民等の意識の啓発に努めます。
- 市民などによる環境美化活動や不法投棄等を防止するための活動の支援に努めます。

◎禁止行為（第7条関係）

不法投棄、ポイ捨て、ペットのふんの放置はしてはいけません。

◎情報提供（第8条関係）

不法投棄または不法投棄をしている者を発見したときは、市に情報提供してください。

◎不法投棄現場への立入調査（第9条関係）

市は、指定した職員に、不法投棄された土地や建物に立ち入って調査させることができます。



▲市道へのポイ捨て（千歳町）



▲ふん放置・ポイ捨て禁止の啓発看板



▲ペットのふんの除去作業

市内の不法投棄の状況

年度	巡回による発見	市民からの通報	合計
平成15年度	39件	33件	72件
平成16年度	26件	22件	48件
平成17年度	24件	22件	46件

市内の不法投棄の主な場所

平成15年度		平成16年度		平成17年度	
川上町	9件	来馬町	10件	富岸町	10件
鉦山町	7件	富岸町	8件	鉦山町	6件
千歳町	8件	鉦山町	6件	札内町	5件
札内町	8件	札内町	4件	川上町	4件
その他	40件	その他	20件	その他	21件
合計	72件	合計	48件	合計	46件